■施設利用料減免基準

対象となる団体・法人は下記の表のとおり利用料金の減免制度があります。減免の対象となる団体には利用の登録の時に「鎌倉市生涯学習センター減免団体登録書」に必要事項をご記入いただきます。手続き完了後の利用から減免を受けることができます。なお減免団体の利用の登録の際、登録完了までお時間をいただく場合があります。また、団体関係者であることを証明する資料のご提示を求める場合があります。

【減免団体(加盟団体)等】

- □社会福祉法第 22 条に規定する市内の社会福祉法人
- □社会教育法第 10 条に規定する市内の社会教育団体

鎌倉市文化協会加盟団体

青少年関係団体加盟団体

婦人団体・PTA 団体加盟団体

鎌倉市体育協会加盟団体

鎌倉レクリエーション協会

- □学校教育法第1条に規定する市内の学校、幼稚園 私立学校・国立学校・県立学校
- □児童福祉法第39条に規定する市内の保育所
- □町内会館・自治会館を持たない町内会・自治会
- □市が 100%出資する公益法人

【減免率】

減免対象	減免率
団体が市と共催	5割減免
福祉団体	5 割減免
社会教育団体	5割減免
町内会館・自治会館を持たない	10 割減免
町内会・自治会	
市内の学校等	5 割減免
(幼稚園・保育園含む)	
	収益行事
市が 100%出資する	5 割減免
公益法人	公益行事
	10 割減免